

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

担当：各機関

第1 基本方針

県が平成 24 年度から 2 か年にわたり実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、防災対策に資する施設の整備を推進するものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達計画

担当：各機関

第1 計画の方針

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、災害対策本部要員の動員、災害救助法の適用、自衛隊等関係機関への応援要請、救援物資、流通備蓄を活用した水・食料、生活必需物資、救助用資機材の調達など、あらゆる応急対策を実施する上で基本となるものであり、市及び県を始めとする防災関係機関は、所掌業務に関する的確な被害情報を、市及び県災害対策本部、並びに関係機関災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかりやすい」表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねる。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

第2 情報報集・伝達体制

第2編第1章第4節に準ずるほか、地震発生約30分後には、気象庁ホームページの「防災情報提供システム」、から地震解説資料(速報版)が提供されるので、初動対応等に活用する。より詳細な地震解説資料は地震発生60～120分後に提供され、災害対策本部等での活用を行う。

第3 情報の共有化

第2編第1章第4節に準ずる

第4 非常電源の確保

第2編第1章第4節に準ずる

第3節 火災予防計画

担当：産業部・教育部・消防本部

第1 計画の方針

消防本部は、地震により予測される火災の発生、また拡大予測と二次災害を想定し、必要な消防施設や設備の整備・改修、又は拡充などを図る。

また、県は市等と協力して、消防職員及び消防団員に対する消防力の向上を目的とした教育訓練を計画的に実施するとともに、住民に対しては防災訓練や出前講座等を通じ防火・防災意識の向上を図る。

第2 出火防止と初期消火

1 現況

消防本部と市は、消防力の充実強化と自主防災組織の組織化及び住民に対する防火・防災意識の向上に努める。

特に、住宅用火災警報器の普及設置、維持管理及び家庭用消火器について普及に努め、震災時、家庭内における初期消火方法の指導育成に努める。

2 対策

市は次の対策を推進する。

(1) 消防力の強化

消防職員及び消防団員の充足を図り、消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。

特に震災時の地震動による、水道管断裂に伴う消火栓使用不能や消防水利の設備破損を考慮し、耐震性貯水槽の整備に努める。

(2) 屋内における家具の転倒防止普及

地震発生時は、家具等が転倒し、可燃物が電気ヒーター等の高温部に接触し火災が発生するおそれがある。市は、各家庭内における家具等の転倒防止器具の普及に努める。

(3) 出火防止及び初期消火の周知徹底

住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火方法について周知徹底を図り、初期消火のための家庭用消火器の設置や、浴室内における風呂水のため置き等について指導する。また、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努める。

加えて、特に危険性の高い木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、地震発生後の電気等に起因する火災の発生を未然に防止するため、避難の際の安全措置の広報等に努める。

(4) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防条例について普及徹底する。

第3 火災の延焼拡大の防止

1 現況

地震による火災の発生は、同時多発的であり大火災となるおそれがあり、延焼拡大を防止するために、消防本部及び消防団の装備充実、自主防災組織の設立支援を行っている。

2 対策

消防本部は、次の対策を推進する。

(1) 防火対象物・防災管理対象物における消防計画・防災管理計画の作成支援

一定規模以上の防火対象物・防災管理対象物は防火管理者・防災管理者の選任義務があり、消防計画・防災管理計画の作成義務が生ずる。作成にあたっては、各対象物の特性を考慮し自衛消防隊（組織）の活動が円滑に行えるように計画を作成し、消防計画等に基づく自衛消防訓練の指導、日常点検の励行を指導する。

(2) 立入検査の実施

消防署長は、年間査察計画に基づき、防火対象物等への立入検査を実施し、消防法令違反が認められた場合は是正するよう指導するとともに、関係者に対し防災意識の向上を図る。

(3) 市は、自主防災組織を強化し、組織的な初期消火能力の向上を図る。

(4) 消防本部では対応困難な大規模な災害が発生した場合は、「秋田県広域消防相互応援協定」に基づき、応援隊を要請する。これによっても、対応困難の場合は「緊急消防援助隊」に応援隊の要請をするが、市内で震度6弱以上の地震を観測した場合、「緊急消防援助隊」は出動準備体制を整えるので、これを考慮する。

第4 消防水利の整備

1 現況

地震発生時には、同時多発的に災害が発生し、消防車両等の現場到着が遅延すると思われるため、自治会等に対し、自主防災組織の設立支援を行い、消防機関が到着するまでの間に活用する、初期消火器具、救助器具、救急用具、搬送用器具等の資機材整備を行っている。

市と消防本部が一体となり、消防水利の充足及び維持管理を定期的に行っている。

2 対策

(1) 防火水槽の設置に際しては、耐震性貯水槽を整備するよう努める。

(2) 自然水利、プールなどを効率的に利用する。

第4節 建築物災害予防計画

担当：各部

第1 計画の方針

建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに不燃化を計画的に実施し、主要動（S波）及び長周期地震動による建物被害の軽減を図る。特に、防災業務の拠点となる公共施設における耐震性の確保、併せて一般建築物の耐震性確保については、鹿角市耐震改修促進計画に基づき指導等を行う。

第2 公共建造物

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等及び防災活動等の拠点となるものであり、災害発生時に即時即応できるよう防災機能を考慮し整備に努めている。

2 対策

市が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮してその施設の点検整備に努めるとともに、市の所管以外の施設については、施設の管理者が点検、整備に努める。

市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第3 一般の建造物

1 現況

建築関係法令の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、耐震性の強化を図る必要がある。

2 対策

| | |
|----------------|--|
| 建築物の耐震化の促進 | 市は、ホテル、劇場など地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物及び災害応急対策の拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設について、耐震診断・改修及び天井脱落防止対策等非構造部材の耐震対策等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。 |
| 住宅等の地震対策 | 1 住民からの地震対策に関する一般的な相談には、各地域振興局建設部及び（一財）秋田県建築住宅センターがあたる。この際、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。 2 老朽木造住宅や宅地の耐震性等について、診断及び補強方法を指導する。指導に当たっては建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。 |
| 特殊建築物、昇降機の地震対策 | 1 指定された用途で一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。 2 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。 |
| 落下物対策 | 道沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導により安全を図る。 |

第4 建築物のアスベスト飛散防止

1 現況

災害によって、被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止する必要がある。

2 対策

環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石渡飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第5 ブロック塀、石塀等

1 現況

ブロック塀、石塀等の耐震性については、建築基準法施行令等に基づく審査・指導等により倒壊防止対策を講じているが、法令改正以前に建築されたものについては、耐震性の確認及び必要に応じて補強（以下「耐震補強等」という。）が必要である。

2 対策

既存ブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について所有者等に指導する。
関係業界に対しては、適正な設計・施工を指導し、倒壊事故の防止を図る。

第6 家具等の転倒防止

1 現況

強い地震動により家具、冷蔵庫、テレビなどのいわゆる重量家具の転倒、破損又は移動、さらには天井の照明器具、柱や壁面の時計、額縁、装飾品などの破損・落下により負傷者の発生が予測される。

2 対策

市は、家具等の転倒防止対策など住宅等の地震対策について、パンフレット等により市民への普及啓発を図る。

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具及びテープなどで固定・連結し転倒を防止する。
- (2) ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。
- (3) 食器類の破損・落下による負傷を防止するため、収納方法や落下防止対策の指導に努める。

第7 宅地の災害防止

1 現況

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

2 対策

市は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき当該開発計画の是非について判断するものとする。

なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘察し、当該開発計画について土質力学上の安全性を確認することが望ましい。

市は、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地滑りやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

第8 液状化対策等

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第5節 公共施設災害予防計画

担当：関係機関・関係各部

第1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道などの公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動、並びに防災活動上において極めて重要な施設であり、施設の管理者は地震災害から施設を防護するために、これら対象施設の耐震診断、並びに耐震診断結果を踏まえた耐震補強等を早期に実施するものとする。

第2 道路及び橋梁

1 現況

当地域における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であり、計画的な道路整備が進められている。

道路の地震による被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下隆起が、高盛土では地すべり、崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想される。

橋梁については、経年及び地盤沈下等による老朽化又は耐震強度不足等落橋防止対策を必要とするものがある。

なお、市内の道路・橋梁等の状況は次のとおりである。

道路・橋梁の状況

| 区分 | 管理区分 | 道路延長(km) | 橋りょう数 | 横断歩道橋 |
|----|------|----------|-------|-------|
| 国道 | 国 | 97.9 | 84 | 1 |
| 県道 | 県 | 84.6 | 43 | 0 |
| 市道 | 市 | 1,004.30 | 454 | 0 |

(平成28年4月1日現在) 秋田県道路現況調査より

2 対策

(1) 道路施設の整備

市及び他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、その他応急措置を実施するための緊急輸送道路等の安全性、信頼性の向上を図るため、継続的道路防災点検及び施設の整備を計画的に実施する。

ア 道路全体の耐震点検と対策工事

① 維持補修及び改良

市は、災害による被害の軽減を図るために、防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための調査、測量等を実施し対策工事を行う。

② 市は、道路防災点検結果に基づく継続的点検と施設の整備を計画的に実施する。

道路防災総点検項目としては、落石、崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁などがある。

③ 市は、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

イ トンネルの安全点検と対策工事

- ① 市は、トンネルの安全点検調査を実施する。
- ② 市は、補強等の対策を必要とする箇所を指定し、補強工事を実施する。

ウ 道路ネットワークの確保

- ① 市は、緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道橋の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
- ② 市は、市街地の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ③ 市は、円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

エ 迂回路の調査

市は、災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備えるものとする。

(2) 橋梁の耐震点検と対策工事

市は、地震災害時における避難、救援、救護、復旧活動等に支障のないよう、橋梁の耐震点検や補強工事等を実施する。特に地震時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、耐震点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えにあたっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

ア 平成7年12月、建設省（現国土交通省）道路局長及び都市局長通達「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）に適合するよう、構造の改善補強を行うため、平成7年以前に建設された橋梁について、橋梁耐震点検調査を実施し、補修等の対策工事を実施する。

イ 平成7年以降に建設された橋梁についても、その後の交通及び環境条件の変化による影響もあるので、併せて調査あるいはパトロールによる点検を実施する。

ウ 市は、道路防災点検で作成される施設のデータに基づき、耐震性の評価を行い、必要な対策を計画的に実施する。

道路防災総点検項目としては、橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘割道路、盛土、擁壁、ロックシェッド、スノーシェッドがある。

エ 市は、予想される耐震性不足に対する支承下部工の補強、沓座の拡幅、落橋防止装置、液状化に伴う地盤流動に対する対策、架替等を実施する。

オ 新設橋梁については、改定された道路示方書に基づき、耐震設計する。

カ 市は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。

第3 河川管理施設

1 施設、設備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

2 耐震性の強化

診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

第4 上水道

1 施設の防災の強化

- (1) 水道事業管理者は、地震災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設地を津波や土砂災害等の地震被害を受けにくい箇所を選定するとともに、耐震構造により建設するものとする。
- (2) 水道事業管理者は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。
- (3) 水道事業管理者は、基幹病院や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進めるものとする。
- (4) 水道事業管理者は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とするものとする。

2 応急給水体制と資器材の整備

- (1) 市は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- (2) 市及び水道事業管理者は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第5 下水道

1 施設の耐震化

下水道管理者は、災害時における県民の衛生的な生活環境を確保するため、次により施設の耐震性の強化を図る。

(1) 管渠

ア 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものから補強を実施する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」を確保する。

特に、地盤の悪い場所における管渠には、マンホールと管渠の接合部への可とう性継手の使用や埋戻し土の液状化対策等を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震対策に当たっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 施設の液状化対策の推進

地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 施設の浸水対策の推進

下水道管理者は、浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

3 維持管理による機能の確保

下水道管理者は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

4 防災体制の確立

下水道管理者は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。

業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。

第6 電力

1 現況

本市で消費される電力のほとんどは県内及び隣接地域の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため、電気施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、応急復旧に必要な体制の整備を努めている。

2 対策

電気設備に係る関係機関は、当地域における電力が安定供給されるよう次に定める対策の推進を図る。

なお、この対策はその業務に係る防災に関する計画と有機的な関連を有する。

(1) 設備の耐震性の強化

ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。

イ 地震による不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。

ウ 新たに施設、設備を建設する場合は、軟弱地域を避ける。

(2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施する。

(3) 災害復旧体制の確立

ア 情報連絡体制を確保する。

イ 非常体制の発令と復旧要因を確保する。

ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を各部門別にまたは総合的に実施する。

イ 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

第7 鉄道

1 現況

地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係職員の出勤、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 対策

(1) 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、必要により点検を実施する。

(2) 列車防護

ア 地震が発生したときは、その規模に応じて、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。

イ 乗務員には、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

(3) 防災訓練及び機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

(4) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

(5) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

第6節 農業災害予防計画

担当：産業部

第1 計画の方針

地震による農業被害を未然に防止するため、農地及び既設農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設・改修に当たっては、耐震性の向上を図る。

第2 農地及び農業用施設等

1 現況

農村部は労働力の高齢化と兼業化等が進み農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設が老朽化しているものがある。

2 対策

- (1) 市及び県は地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には、県営又は団体営事業で、補強、改修を実施し震災化対策を図る。
- (2) 市及び県は防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。
- (3) 地震により水田に亀裂が発生したり、農業水利施設等に被害が出た場合には、水不足等によって農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周囲への盛土などによる補修や応急ポンプによる用水手当などの対策により、農業被害の防止、軽減を図る。

第7節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画

担当：関係機関・総務部・建設部

第1 計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第2 陸上輸送の環境整備

1 緊急輸送道路

秋田県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう下記のとおり3つに区分する。(緊急輸送路線=資料編第6)

(1) 第1次緊急輸送路線

- ア 高速自動車道
- イ 市役所を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路
- ウ 隣接県境通過路線

(2) 第2次緊急輸送路線

- ア 市役所を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路
- イ 隣接県境通過路線
- ウ 代替ネットワーク路線

(3) 第3次緊急輸送路線

市役所を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効果的に行うため、集積場所及び輸送拠点として本市では「鹿角花輪駅」が指定されている。

本施設については、災害が発生した場合、施設の出入口の付近等に「災害時物資集積場所」又は、「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

又、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

3 緊急輸送自動車の確保

市は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

(1) 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図られるよう常時点検整備に努める。

(2) 民間業者からの車両の確保

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進し、体制の整備に努める。

(3) 緊急通行車両の事前届出

防災活動に従事するもので、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに、同届出書を保管し、災害時に備える。

ア 事前届出の対象車両

- ① 災害時において、「災害基本計画」、「防災業務計画」、「地域防災計画」等に基づき、「災害対策基本法第50条第1項」に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両。
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

イ 事前届出に関する手続き

- ① 申請者
緊急通行に係わる業務について、責任を有する者（代行者を含む。）
- ② 申請先
当該車両の使用の本拠位置を管轄する県公安委員会（警察署経由）
- ③ 申請書類
輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書2通
- ④ 届出済書の交付
検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済書を申請者に交付する。

第3 航空輸送の環境整備

1 臨時ヘリポートの設定

(1) 設定基準

- ア 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと
- イ 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突、その他の高層建築物がないこと
- ウ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/Sの横風があるので、その風圧を考慮すること

(2) 設置予定地

市街地の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポート予定地の確保に努める。

設置予定地については施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

2 集積場所

集積場所については、災害時に道路・橋りょう破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による輸送・集積場所を設置する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近に「災害時物資集積場所」又は、「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

第8節 積雪期の地震災害予防計画

担当：各機関

第1 計画の方針

積雪厳寒期における大地震は、他の季節に発生する地震に比し、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、県、市及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図る。

第2 除排雪・施設整備等の推進

1 道路の除排雪体制の強化

- (1) 一般国道、県道、市町村道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進する。
- (2) 国、県及び市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、建設機械の増強に努める。

2 積雪寒冷地に適した道路整備

国、県及び市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

3 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するほか、地域住民による高齢者世帯の間口除排雪活動に必要な除雪機械等の購入に要する費用の助成に努め、鹿角市社会福祉協議会と連携し、除排雪支援、除雪ボランティア事業を推進する。

4 雪崩防止対策

県及び市は、雪崩による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努め、定期的な雪崩パトロールを実施する。

5 消防水利の整備

積雪厳寒期には積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、市及び消防本部は、積雪期に対応した保守管理に努める。

消防本部は凍結期前に消火栓内の水抜き作業、有蓋防火水槽の適正水位の管理を実施する。

また、大雪が降った場合は、すべての消防水利の除雪に対応できない可能性があることから、地域住民に対して、直近の消防水利の除雪協力を依頼する。

6 克雪住宅の普及等

県及び市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うとともに、屋根の雪下ろ

し中における転落事故防止のため、ヘルメット及び命綱の着用を呼びかけ、要請に応じて雪下ろし講習会を開催する。

第3 要配慮者に対する除排雪支援

自力での屋根の雪下ろしが困難な要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティアなどの協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとするほか、市では高齢者世帯等に対して、除排雪に係る費用を助成しているため、対象者に対し広報するものとする。

第4 除排雪におけるボランティア活動

1 ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

2 安全の確保

毎年発生している除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- ・ 滑落事故 … 屋根の雪下ろし作業中によるもの
- ・ 落雪事故 … 気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- ・ 交通事故 … ロータリー車、グレーダーなどの重機に巻き込まれるもの

3 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死亡に至る場合もある。このため、県、市、社会福祉協議会及び関係機関は、除排雪に関するボランティアの募集及び割り振りに当たっては、ボランティアの健康診断が不可欠である。

4 ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

5 事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガ及び疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第5 緊急活動体制の整備

1 冬期緊急道路確保路線図の策定

各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努めるものとする。

2 交通手段の確保

各道路管理者は、県、市及び関係機関と連携し、所管する道路又は他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保するものとする。

3 通信手段の確保

県、市及び関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、自治会長、消防団員との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を推進する。

4 除排雪・暖房用資機材の備蓄

県及び市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努めるものとする。

県及び市は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努めるものとする。

第6 航空輸送の確保

孤立想定地区又は集落からの情報収集及び物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つであり、訓練等を通じ関係機関との連携体制の整備を図る。

1 緊急離着陸ヘリポートの整備

孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

第7 スキー場対策

1 スキー場施設の管理者が行う対策

- (1) リフト・ゴンドラ・ロッジ施設の耐震対策及び維持管理の徹底
- (2) ゲレンデの雪崩防止対策、巡回による雪崩発生危険箇所の早期発見及び除雪
- (3) 駐車場及びアクセス道路の除排雪の徹底
- (4) スキー客の一時的な避難場所及び避難施設の確保
- (5) 県・市及び関係機関との連絡体制の整備

2 市が行う対策

- (1) スキー客を対象とした避難場所、避難路及び避難所の指定
- (2) スキー客及び宿泊客の避難誘導について、統一的な図記号を利用した、分かりやすい誘導標識や案内板の設置
- (3) スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

第8 総合的な雪対策の推進

総合的な地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震情報の伝達計画

担当：各機関

第1 計画の方針

秋田地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県、市町村その他の防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

特に、市においては、住民、避難行動要支援者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努めるものとする。また、市防災行政無線施設の整備促進と機能の向上、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。

第2 地震情報等

1 地震情報

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|----------------|---|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 |
| 震源・震度情報 | ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 | 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |

2 地震解説資料

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表基準及び内容については次のとおり。

| 解説資料等の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-----------------|---|--|
| 地震解説資料 (速報版) | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 |
| 地震解説資料 (詳細版) | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(秋田県に)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(秋田県内で)震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生 | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 |
| 月間地震概況 | ・定期(毎月初旬) | 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。 |
| 週間地震概況 | ・定期(毎週金曜) | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。 |

第3 地震情報等の伝達

1 伝達機関

秋田地方気象台から地震情報が発表されたとき、県、市及び関係機関などは速やかに受領し、次により住民等に伝達する。

| | |
|------------|---|
| 県 | 県は、総合防災課が地震情報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより市長、消防本部消防長及び関係機関等に通知する。 |
| 市 | 1 市長は、受領した地震情報を関係各課に伝達し、職員への周知徹底を図る。 2 市長は、受領した地震情報を市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民及び関係団体等に伝達し周知徹底を図る。 |
| 放送機関 | 受領した地震情報は放送を介し直ちに広報する。 |
| その他の防災関係機関 | 防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、県及び市と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力の上、情報の周知徹底・共有化を図る。1 警察は地震情報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に住民に伝達する。 |

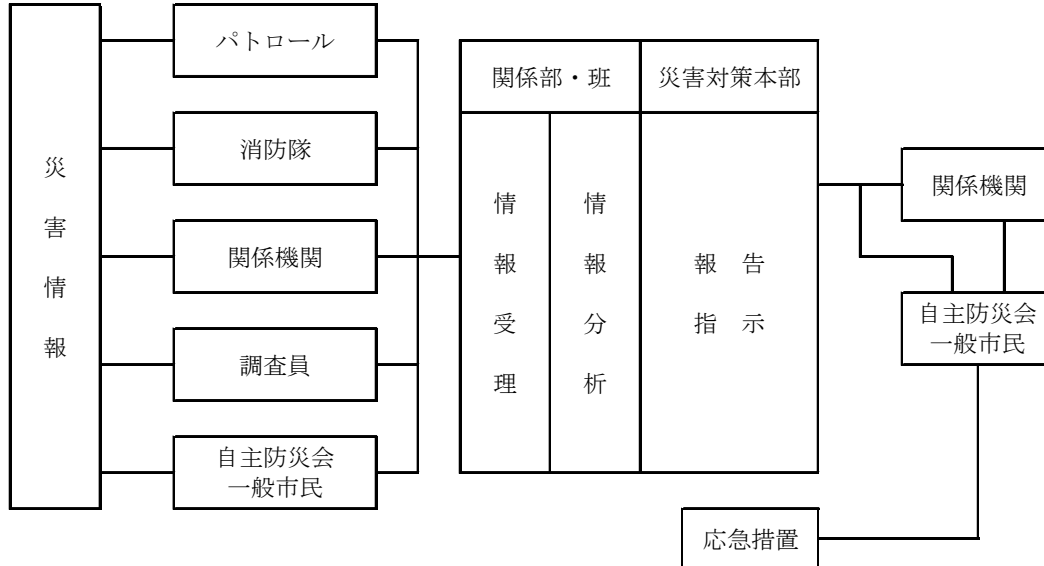
第4 県が伝達する機関

総合防災課は受領した地震情報を「秋田県総合防災情報システム」等により、直ちに市、消防本部、庁内関係各課、地域振興局及び関係出先機関に伝達する。

第5 情報の伝達等

- 1 関係機関の協力を得て、災害応急活動ができるように必要な情報及び被害状況を収集把握するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

※収集、報告系統



- 2 市民への伝達

- (1) 災害情報の伝達は、防災ラジオ、携帯電話メール、自治会長への電話連絡、広報車による広報巡回、サイレン並びに警鐘によるものとする。
- (2) 災害に関する記号による。
- (3) テレビ、ラジオ等の放送による。

第2節 ライフライン施設応急対策計画

担当：各機関

第1 電力施設

電気施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力（株）秋田支店長とする。なお、応急復旧窓口の責任者は、東北電力ネットワーク(株)鹿角電力センター所長とする。

| | |
|---------------------|---|
| 災害時の組織体制 | 防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、この下に設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。 |
| 動員体制 (応急復旧要員の確保) | 対策本部の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多めで当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所等に応援を要請し要員を確保する。 |
| 二次災害防止措置 | 二次災害の危険が予想される場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。 |
| 被害状況の把握と情報連絡体制 | 各班が各設備(発電所・変電所・送電線・配電線等)ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。 |
| 広報活動 | 停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、ウェブサイト、各市所有の防災行政無線等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。 |
| 復旧資材の確保 | 1 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。2 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、又はヘリコプター等により行う。3 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。 |
| 復旧順位 | 復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。 |

第2 上水道施設

| | |
|---------|--|
| 応急体制の整備 | 水道事業管理者は、市災害対策本部の中に、給水対策部門を設けるものとし、その組織・構成については、下表(上水道施設の応急復旧体制系統図)の例を参考に定める。 |
| 情報の収集伝達 | 水道事業管理者は、地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行うとともに、断・減水等の被害の把握に努めるほか、関係機関との連絡を密にする。 また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について保健所長に報告する。 |
| 広報活動 | 水道事業管理者は、断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期(時刻)等の情報について、広報車、テレビ、ラジオ等により、住民に対し周知を図る。 |
| 応急復旧活動 | 1 市は、取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。 2 市は、施設が被災したときには、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。 特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。 3 水道事業者は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。 4 自衛隊の応援を必要とする場合は、市は県に派遣要請をする。 |
| 応援協力活動 | 1 水道事業管理者は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要があるときは、近隣市又は被災地域外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。 2 水道工事事業者、水道資機材の取扱い業者及び防災関係機関は、市の行う応急復旧活動に協力する。 3 県は、市相互の応援・協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行うとともに、道法第40条の基づく水道用水の緊急応援命令等適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。 |

第3 下水道施設

| | |
|----------------------|--|
| 下水道対策本部の立上げ | 1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。 2 市、県、民間企業等と連絡体制を確保する。 |
| 被害状況等の情報収集 | 1 処理場・ポンプ場の被害状況、停電状況等を確認する。 2 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報を収集する。 |
| 県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡 | 県、市町村、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保する。 |
| 広報活動 | 下水道施設に被害が発生した場合、テレビ、ラジオ、広報車、ウェブサイト等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。 |
| 緊急点検、緊急調査 | 1 二次災害(人的被害)防止に伴う管路施設の点検を実施する。 2 重要な幹線等の目視調査を実施する。 |
| 汚水溢水の緊急措置 | 備蓄している資機材により、溢水を解消し、対応できない場合には汚泥吸引車の手配及び措置を依頼する。 |
| 緊急輸送路における交通障害対策 | 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消する。 |
| 支援要請及び受援体制の整備 | 他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備する。 |
| 応急復旧 | 1 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。 2 ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。 3 停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。 |

第4 電信電話施設

1 東日本電信電話(株)

| | |
|----------------|--|
| 災害時の対策組織体制 | 地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の対策組織を設置する。 1 情報連絡室 2 災害対策本部 |
| 動員体制 | 防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。 1 社員の非常配置 2 社員の非常招集方法 3 関係組織相互間に対する応援要請方法 4 工事会社等の応援要請方法 |
| 被害状況の把握と情報連絡体制 | 地震災害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、次の初動措置を迅速に行う。 1 被害状況の把握 ① 被害の概況調査 ② 社内外からの被害に関する情報の迅速な収集 ③ 被害の詳細調査 ④ 現地調査班等による被害の全貌把握 2 情報連絡 ① 情報の記録・分析 ② 情報連絡用打合せ回線の作成 ③ 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認 ④ 状況により情報連絡要員の増員等体制強化 ⑤ 社外の災害対策機関との連絡、協力 ⑥ 気象、道路状況等に関する情報の収集 |

| | |
|-----------------|---|
| <p>広報活動</p> | <p>地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、広報車及びホームページ等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況 2 通信の途絶又は利用制限の状況と理由 3 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ 4 利用制限をした場合の代替となる通信手段 5 住民に対して協力を要請する事項 6 その他必要な事項 |
| <p>復旧資材等の確保</p> | <p>応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じるときは、東日本電信電話(株)本社及び各支店等が保有する資材を使用する。また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ポータブル衛星通信装置 2 移動電源車及び可搬電源装置 3 応急復旧ケーブル 4 その他の応急復旧用諸装置 |